

出入国審査についての質問・意見

市川正司

【入国時】

1 庇護を希望する者への対応体制

(1) 難民調査官の体制

空港で難民申請した者を適正に扱うために、難民調査官の適正な配置が必要ではないか

(2) 収容を回避するための体制

- ・一時庇護上陸許可の許可件数は年に数件、許可率が低いのでは
- ・難民申請者の仮滞在許可も許可率が低いのでは
 - ア 一時庇護上陸許可の要件・適用双方が厳しすぎないか
 - イ 「難民認定制度の運用の見直し」に沿って、紛争国からの避難民など滞留特別許可を受けうる者（EU指令6条など参照）についても対象として想定すべきではないか
 - ウ 仮滞在許可は、運用上、厳しくなっている傾向にあるのでは
 - エ 収容代替措置（官民協力のもとでの住居の提供など）の拡大

(3) 難民申請者の権利保障

- ・上陸を止められた人が外部に相談することを保障できないか
- ・UNHCRや支援団体の相談電話のポスターやチラシの掲示状況は
- ・寄港地として日本で降りた者の難民申請への対応は

2 上陸を拒否された人の取扱い

- ・有効な旅券と査証を持つ者は出国待機施設、そうでない者は成田ではエアポートレストハウス、羽田では事務室→警備員とのトラブルになりやすいのでは

3 生体認証システムと人権との調整

(1) データはどのように保管されているか

(2) 捜査機関などからの提供依頼はどのようなものがあり、どのように対応しているか

【出国時】

1 技能実習生の「強制帰国」の防止措置

(強制帰国＝実習実施先で不満を訴えるなどした技能実習生を、予告なしに空港まで強制的に連れて行き、出国させる)

→①出国ブースにポスターを貼る、②技能実習生が期間途中で出国する場合、出国ブースで、自発的な出国か、相談したいことがないかなどを聞く指さし図(多言語)などを用意する、③出国時に事情を聞く別室を用意 などの対応はできないか

2 刑事事件の被告人と出国手続(入管法 25 条の 2 出国確認の留保)

刑訴法と入管法の調整

→刑事事件の一審で無罪判決を受けた外国人被告人が、退去強制事由には該当しない場合、出国確認の留保は出国確認の手続から 24 時間に限られているため、出国を止められない。そのために無罪判決を受けたにもかかわらず勾留が続いてしまう。法律上の調整方法を考えられないか。

ⁱ補完的保護に関する EU 指令第 6 条 迫害又は重大な危害の主体
迫害又は重大な危害の主体は、次のものを含む。

(a) 国家

(b) 国家又は国の領域の相当な部分を支配している政党又は組織

(c) 非国家主体。ただし、(a) 項及び(b) 項にいう主体(国際機関を含む)が、第 7 条に定義する迫害若しくは重大な危害に対し保護を与えることができないか又は与えることを望まないことが立証できる場合に限る。